

令和３年度第１回千葉市障害者差別解消支援部会議事録

１ 日時 令和３年１１月１５日（月曜日）午後８時４０分～午後９時００分

２ 場所 千葉市役所８階 正庁

３ 出席者

（委員）竹川部会長、高山職務代理、大濱委員、菊池委員、近藤委員、佐久間正敏委員、
佐久間水月委員、成田委員、平鹿委員、三橋委員

（事務局）佐藤高齢障害部長、鈴木障害者自立支援課長、布施障害福祉サービス課長、
松田精神保健福祉課長 他３名

計１７名

４ 議題

（１）部会長の選出について

（２）部会長職務代理の選出について

（３）障害者差別に関する相談対応状況について

（４）その他

５ 議事の概要

（１）部会長の選出について

委員の互選により、竹川委員を部会長とすることに決定した。

（２）部会長職務代理の選出について

部会長の指名により、高山委員を部会長職務代理とする事に決定した。

（３）障害者差別に関する相談対応状況について

事務局より説明の後、質疑応答が行われた。

（４）その他

６ 会議経過 別紙のとおり

午後 8 時 4 0 分開会

(佐藤障害者自立支援課課長補佐) それでは、ただ今から、令和 3 年度第 1 回障害者差別解消支援部会を始めさせていただきます。

私は、先ほどに引き続きまして本日、司会進行を務めさせていただきます、障害者自立支援課課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、「次第」でございます、続きまして「座席表」、「委員名簿」でございます、資料 1 といたしまして「障害者差別に関する相談対応状況について」、参考資料といたしまして「千葉市における障害者差別に係る相談の流れ」、資料 2 といたしまして「障害者差別に関する相談事例について」、以上をお配りしております。

お手元にそろっておりますでしょうか、よろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局高齢障害部長佐藤より、ご挨拶申し上げます。

(佐藤高齢障害部長) 高齢障害部長の佐藤です。

本日はお忙しい中、また、先ほどの会議に引き続きましてこちらの障害者差別解消支援部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。当初の予定より大分押してしまいましたので、申し訳なく思っております、申し訳ございません。

さて、この部会なんですけれども、皆様ご存じのとおり施行から 5 年が経過しております障害者差別解消法に基づきまして、障害者差別に関する相談状況等を踏まえまして、効果的かつ円滑に対応することについて、ご協議いただくことを目的に設置した部会でございます。また、今年度は障害者差別解消法の見直しもありましたことから、合理的配慮の提供については、民間事業者への義務化も盛り込まれる事となっております。施行につきましては、公布から 3 年を超えない範囲で、政令で定める日とされておりますので、少し猶予期間がございます。過重な負担がない限りという条件はありますけれども、社会の努めであると周知するため講演会・普及啓発活動等々の事業に力を入れてまいりますので、引き続き皆様にはご支援賜りたく思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、本年度、第 1 回目の開催でございます。本部会の部会長をご選任いただくとともに、相談対応状況についての報告について、事務局から簡単にご説明をさせていただきますと思っております。

委員の皆様には、本市における障害者差別の解消に向けまして、各分野における専門的なご意見、ご助言をいただきますようお願いいたします。

結びに、委員の皆様のご活躍とますますのご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(佐藤障害者自立支援課課長補佐) さて、委員の皆様につきましては、お手元の「委員名簿」をご確認いただく事としまして、お一人お一人のご紹介は控えさせていただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、事務局の職員の紹介につきましても、お手元の「座席表」にてご確認くださいまして、紹介は省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会につきましては、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。お手元の次第をご覧くださいと存じます。

まず、議題の(1)、部会長の選出について。議事の進行につきましては、部会長が行うこととなっておりますが、部会長が選出されるまでの間、高齢障害部長を、仮議長として進行したいと存じますが、よろしいでしょうか。

《委員より「異議なし」との声あり》

(佐藤障害者自立支援課課長補佐) ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、高齢障害部長の佐藤を仮議長として議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

(佐藤高齢障害部長) それでは先程に引き続きまして、部会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

部会長の選出につきましては、千葉市障害者施策推進協議会条例第8条第4項の規定によりまして、委員の互選で定めることとなっております、委員の皆様からご意見ございましたらお願いいたします。

はい、成田委員どうぞよろしくお願いいたします。

(成田委員) 育成会の成田です、部会長には、地域福祉を推進する団体であります、千葉市社会福祉協議会の会長として、ご尽力されて、実績と経験が豊富でいらっしゃる、竹川委員に、お願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

《委員より拍手あり》

(佐藤高齢障害部長) 有難う御座います、ただいま、部会長に竹川委員を推薦する旨のご提案がございまして、皆様から拍手いただきましたので、竹川委員にお願いしたいと思います。

竹川部会長には席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただき、その後、議事の進行をお願いしたいと思います。

皆様、ご協力いただきましてありがとうございます。

(竹川部会長) ただいま、委員の皆様方のご推挙によりまして、部会長を仰せつかりました竹川でございます。

委員の皆様方とともに、円滑な会議運営に努めてまいりたいと存じますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。では、座って進めさせていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
議題の(2)「部会長職務代理の選出について」でございます、千葉市障害者施策推進協議会条例第8条第6項の規定によりまして、職務代理は部会長が指名することとなっております。私といたしましては、長年にわたり、千葉市身体障害者連合会の会長としてご尽力され、また、障害者自身の視点から、障害福祉施策の推進に向けて、様々な提案をなされとともに、次世代を担う子どもたちを対象とした障害者への理解を促す活動の先頭に立って取り組んでおられる、高山委員に、その職をお願いしたいと存じますが、皆さんいかがでしょうか。

《委員より拍手あり》

(竹川部会長) ありがとうございます。それでは、異議なしとのことですので、高山委員におかれましては本部会の職務代理をお願いいたします。
委員におかれましては、席をお移りいただき、就任のご挨拶をお願いいたします。

(高山部会長職務代理) ただいま、竹川部会長よりご指名を頂きました、連合会の会長をしている高山でございます。

委員の皆様方のご協力を賜りながら、竹川会長を補佐し、会議の円滑な運営に向け、職務を全うしたいと思いますので、どうぞよろしくご指導のほど

お願いいたします。

（竹川部会長）それでは続きまして、議題の（３）「障害者差別に関する相談対応状況について」で御座います。事務局から説明をお願い致します。

（鈴木障害者自立支援課長）障害者自立支援課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします、それでは座って説明させていただきます。

それでは早速ですが、議題（３）「障害者差別に関する相談対応状況」について、説明をさせていただきます。

はじめに、お手元の資料１「障害者差別に関する相談対応状況について」をご覧ください。

上の表は、令和２年度の相談対応状況をお示したものです。表の枠の一番下、合計欄ですが、相談件数は全部で１０件でした。

区分としましては「障害サービスに関する相談」が４件、「商品・サービスに関する相談」及び「労働者の雇用に関する相談」が２件、「情報の提供等に関する相談」及び「その他」が各１件であり、そのうち、４件については事業者等への確認をして終結となっております。実相談者数は１０人でございます。

次に、令和３年度の上半期、４月から９月までの相談対応状況ですが、下の表をご覧ください。表の枠の一番下、合計欄ですが、相談件数は全部で５件でした。

区分としましては「交通機関に関する相談」及び「労働者の雇用に関する相談」が各２件、「商品・サービスに関する相談」が１件であり、こちらも事業者等への確認をして４件については終結、交通機関に関する１件については継続対応しております。実相談者数は５人でございます。

なお、本市における「障害者差別に係る相談の流れ」については、１枚めくっていただいた参考資料をご覧ください。この説明は割愛をさせていただきます。

それでは続きまして、資料２をご覧ください。

相談者は、市内在住の精神障害者の男性です。

相談内容ですが、不当な差別的取扱いに関するもので、公官庁での職員対応について、ハローワーク内の窓口へ相談した際に受けた対応に関する事例でございます。

主な相談内容・要望としては、次のとおりでございます。

- ・ハローワーク千葉の各窓口において、精神障害者福祉手帳を保有していることがわかったとたん、タメ口を使われたり、子ども扱いをされる。これは差別であると感じた。

この事に関し、相談者から、

「自分は以前、仕事の中でうつ病になってしまっただけなのに、タメ口や子ども扱い、その他の偏見を受けている。他の人も同じように感じているのではないかと思うので、改善して欲しい。千葉市の障害者差別解消窓口から、これらの意見があったことを伝えてほしい」

との希望があったものです。

次に、これに対する本市の対応ですが、市担当職員が相談に応じた後、相談者本人から要望を受け、「匿名で、絶対に個人を特定させない事」を強く希望するとの事から、ハローワーク内の障害者に対応しうる全ての窓口（千葉障害者職業センター等の3カ所）へ担当職員が直接出向き、本相談内容について情報共有の形を取って、ハローワーク内各窓口へ周知する事といたしました。

ハローワークでの各部署での対応としては非常に協力的で、内部の職員に対し障害者差別解消法に規定される不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供及び社員に対する対応方法の徹底について、周知活動を実施していただけたとの事でした。併せて、障害特性によって、言葉のほうを理解しやすい方が居る事も伝え、個人個人の特性に合わせた対応が必要である事、障害のある方への対応等で悩んだ際には、千葉市としても情報提供や対応方法の提供・提案等可能な限り協力出来る旨を伝えさせていただきました。

続きまして、相談者への報告となります。次のページをご覧ください。

先ほどご説明しましたハローワーク内の各部署とのやり取りについて説明したところ、相談者本人が納得したため、終結に至ったものです。

今後も引き続き、相談内容に応じて、事業者や関係部署に状況確認のうえ、合理的配慮を促すなど、障害者差別の解消に努めてまいります。

議題（３）「障害者差別に関する相談対応状況」についての説明は以上でございます。

（竹川部会長）有難う御座います、それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等は御座いますでしょうか。はいどうぞ。

（佐久間水月委員）弁護士の佐久間です、ご説明ありがとうございました。もちろん対応していただけていると思いますけれども、やはり言葉の使い方で感受性は人それぞれなので色々難しいとは思いますが、不愉快な思いをしたということは間違いなさそうなので、こちらの言い訳をする前にきちんとごめんなさいというかしらうえで、今後は気を付けますという風な対応にしていっていただけたらいいと思います。本当に色々な方がいるのでなかなか難しく、ご本人さん達もそれは過剰な期待なんじゃないかと思われるような事もたくさんあると思いますけれども、一つ一つその気持ちに向き合っていくっていう事が多分大事だと思いますので、そういったところに注意していただければいいかなっていう風に思います、以上です。

（竹川部会長）事務局、何かコメントないですか。

（鈴木障害者自立支援課長）今、佐久間委員が仰ったようなことを受ける側も肝に銘じて、事あるごとに対応する必要があるという風に感じております。以上です。

（竹川部会長）はい、それでは他に、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか、それでは、以上で議題の（３）を終わらせていただきます。

次に議題（４）その他ですが事務局何かございますでしょうか。

（鈴木障害者自立支援課長）事務局です、それでは資料の３をご覧いただきたいと思っております、先程部長の挨拶の中でもお話がありましたが、令和３年６月に障害者差別解消法が改正されました、改正の概要といたしましては、お手元の資料の中にあります三つのポイントがございます、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、二として事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、三つ目として障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化の３点となっております。

この法律は３年の６月４日に公布となっておりますが、この公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するという事になってますので、まだ少し施行まで猶予がございますが、この中で特にこの二番のですね、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化というところですが、下の参考の所にも書いておりますが、現行の努力規定、民間事業者は現行の努力規定から義務へと変更になっております。障害者差別解消法では行政機関と事業者は事務事業を行うにあたり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担が無い限りの範囲内で社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行う事を求められるということでござい

す。

改正前の、改正法施行前では行政機関は法的義務、事業者は努力規定であったところが今回これが、事業者についても、民間事業者についても努力規定から義務に変わっている所でございます。絵にありますような、イメージに有りますような、たとえば、電車で段差がある場合等スロープ等で補助するですとか、意思を伝えあう為に絵や写真、カードやタブレットの端末等で例えば手話通訳をするとか、あるいは筆記要約をするだとか、そういう合理的配慮といったものが義務となってまいります。説明は以上でございます。

(竹川部会長)

はい、有難う御座いました、それでは、以上で本日予定されていた議題は、すべて終了いたしました。

なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び部会長に一任を願います。

これをもちまして、令和３年度第１回障害者差別解消支援部会を終了いたします。

お疲れ様でした。有難う御座います。

(佐藤障害者自立支援課長補佐) 委員の皆様、本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。お忘れ物のないよう、今一度、ご確認いただきましてご退席ください。本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。

午後９時００分閉会

令和３年１１月１５日（月曜日）開催の令和３年度第１回千葉市障害者差別解消支援部会の議事録として承認し署名します。

千葉市障害者差別解消支援部会 部会長
